

管理濃度等検討会開催要綱

1 目的

労働安全衛生法においては、事業者に対し、職業上のばく露により労働者に健康障害を生じさせるおそれのある物質のうち、有害性が高く、罰則付きの管理措置が必要なもの及び罰則付きの製造許可が必要なものについて、作業環境の管理のため作業環境測定の実施を義務づけるとともに、作業環境評価基準において、作業環境測定の結果の評価のため管理濃度を定めている。

作業環境管理が適切に行われるためには、作業環境測定の実施及びその評価が適切に行われることが重要であり、作業環境測定対象物質の測定方法並びに管理濃度の値等について「管理濃度等検討会」を開催し、検討を行う。

2 検討事項

(1) 作業環境測定対象物質について

- ① 測定方法
- ② 管理濃度の値

(2) その他の作業環境管理指標等について

- ① 抑制濃度等の値
- ② 相対濃度指示計の質量濃度変換係数（K値）の値

3 構成

- (1) 検討会は、学識経験者等をもって構成する。
- (2) 検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 検討会のメンバーは、必要に応じ追加することができる。

4 その他

- (1) 検討会は、原則として公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、安全衛生部化学物質対策課環境改善室において行う。
- (3) 検討会は必要に応じて関係者からヒアリングを行うことができる。